

② 環境報告書の進展のための我が国の取組

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）（抄）

Ⅲ 横断的措置事項

2 (3) 才 情報的手法を用いた企業の自主的取組の推進

①環境報告書及び環境会計の普及促進の方策

b 環境報告書及び環境会計に取り組み企業へのインセンティブ付与の方策やこれら企業が社会から適正な評価が得られ結果として企業の競争力の向上につながるような方策など、普及促進のための新たな枠組みや普及定着に向けた政府目標の設定について検討し結論を出す。

③環境報告書及び環境会計の信頼性の確保

国際的な動向を踏まえ、我が国においても第三者機関による監査制度の在り方も含めた環境報告書及び環境会計の内容の信頼性確保を図るための枠組みについて、以下の点に留意の上、検討し結論を出す。

- a 監査実施者の専門家資格の創設あるいは公認及びその養成や資質向上について策を講ずる。専門家資格を創設する場合には資格に期限を設定するとともに民間の認証機関とし、公認の資格の場合は現在監査を実施している公認会計士なども可能とする。
- b 可能な限り、監査手法や監査範囲、監査基準について標準的なものを明らかにする。
- c 第三者監査は報告書を作成する者にとって多大なコスト負担とならないことに留意する。
- d 企業に不利な情報についても環境報告書及び環境会計に盛り込む。
- e 記載内容が虚偽であった場合の行政の対応についても検討する。

「循環型社会形成推進基本計画（平成15年3月14日閣議決定）（抄）」

第3章 循環型社会形成のための数値目標

第2節 3（2）環境経営の推進

アンケート調査結果として、上場企業の約50%及び非上場企業の約30%が環境報告書を公表し、環境会計を実施するようになることを目標とします。

（注）上場企業：東京、大阪及び名古屋証券取引所1部及び2部上場企業約2,700社

非上場企業：従業員500人以上の非上場企業約3,700社

(社) 日本経済団体連合会による環境立国のための3つの取り組み

2004年1月13日 (社) 日本経済団体連合会 会長 奥田 碩

昨年1月1日に発表した「活力と魅力溢れる日本をめざして」において、日本経団連は個人、企業、行政がともに「環境立国」戦略を進めることを提唱しました。「環境立国」実現のためには、環境と調和した新しい社会経済システムを構築し、環境を日本企業の強みにする必要があると見做します。企業はすでに地球温暖化対策やリサイクル、化学物質管理などに自主的に取り組み、環境に配慮した事業活動を展開し大きな成果をあげております。

2004年の年頭にあたり、「環境立国」の実現に向け、企業の自主的取り組みをさらに推進するため、日本経団連ならびに会員企業・団体は以下の取り組みを強化すべきであると考えております。

第1に、日本経団連は、企業が環境を経営に必須の事業として取り込むために、地球温暖化ならびに廃棄物に関する環境自主行動計画を着実に推進・達成していきます。

第2に、企業が画期的な技術の開発に努め、環境にやさしい製品を積極的に市場に投入し、自然保護をはじめとするボランティア活動に取り組みむなど環境改善に積極的に取り組み、国民生活の観点から地球環境保全をリードしていくよう、働きかけを強化していきます。

第3に、企業はこうした取り組みを積極的に情報発信し、広くステークホルダーに配慮して経営を進めなくてはなりません。コミュニケーション手法も多様化しており、いわゆる環境報告書、CSR(企業の社会的責任)報告書などは、市場、消費者、投資家と企業を結ぶ上で重要な役割を果たしております。すでに日本経団連の会員企業でも300社以上が環境報告書を策定・公表しておりますが、日本経団連は3年倍増をめざして、さらに多くの企業が環境報告書やCSR報告書などの策定・公表に取り組みむよう、会員企業・団体に呼びかけるとともに、その動きをフォローアップしていきたいと考えております。

また、環境経営の進め方や、その情報発信、コミュニケーション手法については、本来、企業の自主性、主体性が最大限に発揮されるべき分野であり、法制度のもとでの官(行政)の関与ではなく、民間の自主責任によって進められるべきものと考えております。

以上